

平成25年 5月10日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

条 例

- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（37・人事課）…………… 3
- 秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（38・議会運営委員会提出）…………… 3

この号で公布された条例のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第37号）

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条の規定により秋田県に派遣された他の地方公共団体等の職員が住所又は居所を離れて秋田県の区域内に滞在することを要する場合に、当該職員に対し新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することとし、その額を次のとおりとすることとした。（第2条、第23条の3の3及び別表第7関係）

（1日につき）

滞在期間	利用施設の区分	
	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第38号）

- 1 県議会議員の定数を43人（現行45人）に改めることとした。（第1条関係）
- 2 各選挙区において選挙すべき議員の数を次のとおり改めることとした。（別表関係）

選 挙 区	選挙すべき議員の数		
	改 正 前	改 正 後	増 減
秋 田 市	13人	12人	△1人
能 代 市 山 本 郡	4人	4人	—
横 手 市	4人	4人	—
大 館 市	3人	3人	—
男 鹿 市	1人	1人	—

湯 沢 市 雄 勝 郡	3人	3人	—
鹿 角 市 鹿 角 郡	2人	2人	—
由 利 本 荘 市	4人	3人	△1人
潟 上 市	1人	1人	—
大 仙 市 仙 北 郡	5人	5人	—
北 秋 田 市 北 秋 田 郡	2人	2人	—
に か ほ 市	1人	1人	—
仙 北 市	1人	1人	—
南 秋 田 郡	1人	1人	—

3 施行期日

この条例は、次の一般選挙から施行することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 二 秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

平成二十五年五月十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県条例第三十七号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第二十三条の三の三第二項中「第百五十四条」の下に「(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十四条において準用する災害対策基本法第三十二条第一項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため秋田県に派遣された職員に対して、当該職員が住所又は居所を離れて秋田県の区域内に滞在することを要する場合に限り支給する。

別表第七中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第三十八号

秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成九年秋田県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「四十五人」を「四十三人」に改める。

別表秋田市の項中「三人」を「二人」に改め、同表田利本荘市の項中「四人」を「三人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。